第88回 神戸市個人情報保護審議会

処理システムへの情報項目の追加について (報告)

第88回神戸市個人情報保護審議会資料

処理システムへの情報項目の追加について(報告)

【神戸市個人情報保護条例第11条第1項、類型事項(条例第11号第1項)別紙2-4(答申640号)に基づく報告事項】

_					
		システム名	概要	追加する情報項目	実施機関
	$\overline{}$	CMSインターネット	市内の昭和 52 年 3 月以前に	・建物No.(当部が保有する建物登記情報の整理番号)	環境局事業系廃棄物対策部
		アンケートシステム	建てられた事業用建物の所	·回答者情報 (所属、氏名、住所、連絡先)	施設担当
			有者を対象にPCB使用安	・調査を行った管理業者・電気工事業者・メンテナンス	
			定器の保有の有無について	業者等情報 (業者名、連絡先) ※法人業者に限る	
			任意のアンケート調査を行	・調査対象建物の建築年は昭和52年3月以前かど	
			うため、情報項目の追加を行	うか。	
			うもの	・調査対象建物が回答日時点で現存しているかどう	
			(本人の同意があり収集し	か。	2
			ている情報項目の追加)	・調査対象建物で使用している照明器具の中のPC	
				B使用安定器の有無	
,				・使用を終えて保管しているPCB使用安定器の有	
				半	
	2	福祉医療システム	児童扶養手当制度改正に伴	・みなし寡婦コード	保健福祉局高齢福祉部
			い、同制度を準用するひとり	· 公共用地取得等控除	国保年金医療課
			親家庭等医療費助成に適用		
		2	するため		
			(法令又は制度の改廃に伴		
4			う追加)		
I					

環 事 第 849号 平成30年8月16日

処理システムへの情報項目の追加について (報告)

神戸市個人情報保護審議会 様

所管課名 環境局事業系廃棄物対策部施設担当

現在使用している処理システムに情報項目を追加するに当たり、神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び類型事項 個人情報を電子計算機処理することについて(条例第11号第1項)別紙2-4(答申640号)に基づき別紙のとおり報告いたします。

【別紙】

システム名	CMSインターネットアンケートシステム
個人情報保護審議会 諮問日 (直近のもの)	平成21年8月27日(第42回)
今回追加する項目の 利用開始年月	平成30年9月~
今回追加する項目の追加理由	()① 法令又は制度の改廃に伴う追加()② 利用目的が同質の情報項目の追加(○)③ 本人の同意があり収集している情報項目の追加
	【具体的な内容】
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置 法に基づき、高濃度PCBを使用している安定器(PCB使用安定器) を保有している事業者は、平成33年3月31日までに廃棄・処分するこ とが義務付けられている。
	神戸市では、環境省からの要請を受け、同省の「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル(第4版)」に基づき、市内の昭和52年3月以前に建てられた事業用建物の所有者を対象にPCB使用安定器の保有の有無について任意のアンケート調査を行う。
	アンケート調査の回答は郵送、FAXによる回答票の提出のほか、回答率の向上のため、CMSインターネットアンケートシステムへの入力による回答を認めることとする。
今回追加する情報項目	①建物No. (当部が保有する建物登記情報の整理番号) ②回答者情報(所属、氏名、住所、連絡先) ③調査を行った管理業者・電気工事業者・メンテナンス業者等情報(業者名、連絡先)※法人業者に限る。
	④調査対象建物の建築年は昭和52年3月以前かどうか。 ⑤調査対象建物が回答日時点で現存しているかどうか。 ⑥調査対象建物で使用している照明器具の中のPCB使用安定器の 有無 ⑦使用を終えて保管しているPCB使用安定器の有無

保高国第1557号 平成30年7月4日

処理システムへの情報項目の追加について (報告)

神戸市個人情報保護審議会 様

保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課

現在使用している処理システムに情報項目を追加するに当たり、神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び類型事項 個人情報を電子計算機処理することについて(条例第11号第1項)別紙2-4(答申640号)に基づき別紙のとおり報告いたします。

【別紙】

システム名	福祉医療システム
個人情報保護審議会 諮問日(直近のもの)	平成28年2月15日(第72回)
今回追加する項目の 利用開始年月	平成30年8月~
今回追加する項目の追加理由	(○)① 法令又は制度の改廃に伴う追加 ()② 利用目的が同質の情報項目の追加 ()③ 本人の同意があり収集している情報項目の追加 【具体的な内容】 平成30年8月の児童扶養手当制度改正に伴い、同制度を準用するひとり親家庭等医療費助成に適用するため。
	①未婚のひとり親家庭に対する寡婦(夫)控除のみなし適用 ②公共用地取得による土地代金等に係る特別控除適用
今回追加する情報項目	みなし寡婦コード 公共用地取得等控除